

議案第123号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項」を加え、同条第2号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第 号」に改め、同条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号

の次に次の1号を加える。

- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ

る場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「の各号」を「に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該」を「引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条に次の1号を加える。

- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を

延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条第1項の表中

「

| | | |
|------------|---|---|
| 第7条第1項 | 応じた額とする | 応じた額に、算出率を乗じて得た額とする |
| 第7条第2項 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |
| 第18条第2項第2号 | 再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。) |

を

「

| | | |
|------------|---|---|
| 第7条 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |
| 第18条第2項第2号 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。) |

に

改め、同条第2項の表中

「

| | | |
|--------|---|---------------------|
| 第7条第1項 | 応じた額とする | 応じた額に、算出率を乗じて得た額とする |
| 第7条第2項 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |

を

」

「

| | | |
|-----|---|--------|
| 第7条 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |
|-----|---|--------|

に

」

改め、同条第3項の表中

「

| | | |
|--------|---|---------------------|
| 第6条第1項 | 応じた額とする | 応じた額に、算出率を乗じて得た額とする |
| 第6条第2項 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |

を

」

「

| | | |
|-----|---|--------|
| 第6条 | 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) | 勤務時間条例 |
|-----|---|--------|

に

」

改め、同条第5項の表第11条第2項の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表別表その他の特殊な業務手当の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項の表第7条第2項の項中「第7条第2項」を「第7条」に改め、同表第18条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第33条見出しの項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第33条第1項の項中「第17条及び」を「及び」に、「第16条第2項」を「、第16条第2項」に改め、「、第17条」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第7条第2項の項中「第7条第2項」を「第7条」に改め、同条第3項の表第6条第2項の項中「第6条第2項」を「第6条」に改め、同条第4項の表第2条の項中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「職員」に改め、同条第5項の表第11条第2項の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表別表その他の特殊な業務手当の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える改正規定、第10条に1号を加える改正規定並びに第15条及び第21条から第23条までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の静岡市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第22条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。